



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月8日

※地震関連第47報

担 当	福島労働局職業安定部職業安定課		
	課長	馬場	一郎
	課長補佐	室井	正広
	地方職業指導官	佐藤	孝夫
	電話	024-529-5396	

平成23年東日本大震災により被害を受けた新卒者等への 配慮に関する要請について

東日本大震災により被害を受けた今春の新卒者等について、採用内定者が可能な限り入社できるような、最大限の配慮を事業主の皆様にしていただけるよう、今般、福島労働局長（絹谷國雄）が使用者団体に対して、別添のとおり要請を行いました。

要請団体は以下の通りです。

福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県中小企業団体中央会
福島県経営者協会連合会
福島県中小企業家同友会

平成23年4月4日

(使用 者 団 体 の 長) 様

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた
新卒者等への配慮に関する要請書

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により、多くの尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

国や県では、地震発生後速やかに「災害対策本部」を設置し、市町村等との連携により被災された皆様への生活支援、ライフラインの復旧などに全力で取り組んでおりますが、本県におきましては、震災に加え原発事故の影響から活動地域が制限されるなど、震災からの復興は長期化することが懸念されております。

一方、事業活動や雇用への影響も大きく、多数の方々が生活の基盤となる職場を失う恐れもあることから、既に事業主の皆さまの雇用維持の努力を一層強力に支援するために、雇用調整助成金の特例措置を決定するなど、政府を挙げて対策に努めているところでありますが、今春の新卒者等の就職についても4月1日以降採用予定者の「内定取消し」や「入職時期の繰り下げ」が懸念されるところであります。

事業主の皆様におかれましては、採用内定を出した学生・生徒等が社会人としての第一歩を踏み出すためにも、可能な限り入社できるようご尽力を賜りますとともに、入社の後、やむを得ず休業させる場合でも雇用調整助成金の対象と出来ることがありますので、こうした措置を活用するなど、最大限の御配慮をお願いいたします。

また、被災地の学生・生徒等は、まずは生活の立て直しが必要であることや、就業地への移動が困難である等のやむを得ない理由により入社予定日に入社することが難しい場合がありますので、こうした学生・生徒等に対しては、入社予定日を柔軟に取り扱う等、個別の事情を十分に勘案した対応をお願いいたします。

事業主の皆様には、これまで繰り返し新卒者等の雇用について、積極的な取り組みをお願いしてきたところではありますが、震災がもたらした事態を御斟酌の上、震災の影響を受けた学生・生徒等の置かれた厳しい状況に御配慮を賜り、今後こうした学生・生徒等の積極的な採用についてもお願いいたします。

貴団体におかれましても、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、傘下の事業主の皆様はこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

福 島 県 知 事

佐藤 雄平

厚生労働省福島労働局長

絹谷 國雄

福島県教育委員会教育長

遠藤 俊博